

日本原生生物学会 事業年度の変更に関わる細則

2023 年 10 月 20 日 制定

2027 年 4 月 1 日 廃止

2023 年 10 月 1 日現在、日本原生生物学会（本会）は、事務年度を暦年として、会計年度を総会の日から翌年の総会の前日、会長ならびに評議員会構成員と各種委員会、監事の任期を学会の最終日の翌日から 3 年後の学会の最終日までとして、起点が異なった 3 種類の期間を用いている。これを見直し、すべてを起点 4 月 1 日へ改めることを目的として、時限的に運用する本細則を設ける。

1. 事務年度について

2023 年度の事務年度を延長し、2024 年 3 月 31 日を末日とする。以降、事務年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わることとする。

2. 会計年度について

2023 年度の会計年度を延長し、2024 年 3 月 31 日を末日とする。以降、会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わることとする。なお、年度の延長によって見込まれる追加の支出は、別途に設ける追加予算で賄う。追加予算は設評議員会と総会による承認を要する。

3. 評議員会構成員と各種委員会、監事の任期について

イ. 2023 年 10 月 1 日時点の評議員会構成員（各種委員と監事を含む）の任期は、それらの選挙が行われた 2022 年の会則ならびに庶務関係細則を遵守する。したがって任期の末日は 2024 年に実施される学会大会の最終日とする。

ロ. 2024 年は、選挙を行って次期評議員会構成員を選出する。

ハ. 2024 年の選挙によって選出される会長ならびに評議員による評議員会、また次期評議員会によって指名される各種委員と監事の任期は、会則が定める 3 年度とせず、任期末日は 2027 年 3 月 31 日とする。

次々期の評議員会構成員は 2027 年 4 月 1 日を始まりとして、会則が定める期間とする。これ以降、評議員会構成員（各種委員と監事を含む）の任期の始まりは 4 月 1 日として、末日を会則が定める期間後の 3 月 31 日とする。

ニ. 2026 年の大会前に次々期の評議員会構成員を選出する。これに基づいて 2027 年 4 月 1 日から次々期の会長、評議員会ならびに各種委員会を組織する。

以上